

## 市長等の措置に係る通知書

（市民自治部）

2013年12月25日監査執行

| No | 指摘事項   | 措置の状況  | 改善又は<br>検討の目標<br>年 月 日 |
|----|--|--|------------------------|
| 1  | <p data-bbox="225 524 459 562">（市民自治推進課）</p> <p data-bbox="204 607 480 645">施設の管理は適切か</p> <p data-bbox="204 689 628 891">施設の目的外使用に係る使用料が過大に積算されていたものがあったので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。</p> | <p data-bbox="655 689 1251 891">使用者に対して「行政財産使用許可通知書」の一部訂正を2013年12月18付けで通知するとともに、過大に積算した使用料については、2014年1月15日に還付いたしました。</p> <p data-bbox="655 898 1251 972">今後の使用料の積算に当たっては、「地積等」の確認に十分留意してまいります。</p> |                        |

## 市長等の措置に係る通知書

（市民自治部）

2013年12月25日監査執行

| No | 指摘事項  | 措置の状況  | 改善又は<br>検討の目標<br>年月日 |
|----|---|--|----------------------|
| 1  | <p>（湘南台市民センター）<br/>施設の管理は適切か</p> <p>公園占用に係る使用料が誤って積算されたものがあって、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。</p> | <p>誤積算の原因となった使用料計算書の計算式については、指摘後直ちに確認修正いたしました。</p> <p>また、公園使用料の不足徴収分につきましては、関係機関と調整し追徴処理を行いたいと思います。</p> <p>なお、今後の執行にあたりましては、規定に基づく適正な処理を行うよう十分注意いたします。</p> | 2014年<br>2月29日       |